

# 經濟論叢

第七十一卷 第六號

---

- 社會政策定義考 …………… 岸本英太郎 (1)
- 勞働組合組織に關する一考察 …… 前川嘉一 (8)
- 日本社會政策史の分析視角 …… 向井喜典 (25)
- 「福祉國家」とイギリス勞働者階級の窮乏化  
…………… 星島一夫 (51)
- 失業給付額よりみた英國社會保障の一性格  
人見嗣郎 (69)
- 

[昭和二十八年六月]

京都大學經濟學會

# 社會政策定義考

岸 本 英 太 郎

筆者は、かつて、舊著「社會政策論の根本問題」において、労働者階級を窮乏化せしめる資本制生産の敵對的な運動法則（資本制的蓄積の一般的法則＝労働者階級の窮乏化法則）を究明した上で、これに基因する階級對立、階級闘争の發展（資本制的階級斗争發展の論理）から社會政策の必然性を導き出し、窮乏化法則との關連のもとに社會政策の本質を明らかにせんとした。

「資本制生産の敵對的な自然法則＝資本の敵對的な運動法則は、労働の社會的生産力を高め、資本の有機的構成を高度化し、利潤率を低下させ、産業予備軍を生産し、労働者階級を窮乏化せしめ、恐慌を必然化し、社會的對抗・労働者階級の抗争を必然化し、これらに媒介されつつ貫徹されるが、労働者階級の抗争の必然的産物としての社會政策は、かかる資本制生産の敵對的な自然法則に對し、いかに機能し、又資本の敵對的な運動の發展に即していかに發展したか、そしてそれはいかなる意味をもつものであつたか」（三三三頁）。「社會政策はかくて、労働力の保全を内容とし、資本による労働力の價值收奪を抑制緩和することをその本質とするところの國家の労働政策である。社會政策は總じて労働階級の絶對的窮乏化を暫時的に阻止緩和することが出来るにすぎないのである。資本の敵對的な運動法則は、かくて社會政策によつて媒介されつつも、結局、労働條件を労働力の價值以下に引下げ、労働者階級を窮乏化せしめつつ自己を貫徹するのである」（三九頁）。

本書で筆者は、社會政策の「必然性」を「政治」としてとらえ（労働者階級の闘争から資本制生産体制を維持するため

の國家の讓歩策として把握しているのだから、「本質」を「經濟」として把握したのである。これは後の拙著「社會政策論」においても同様である（本書前篇第三章は「社會政策の必然性と本質—窮乏化—階級對立の發展と社會政策—」と題している）。

ところで、社會政策の把握において、筆者の所謂社會政策の「必然性」と「本質」とが、何れも不可缺の條件であるとすれば、これは兩者をともに本質規定の中にとりいなければならないのではあるまいか、という考が昨年夏以來の長い入院生活を通じて筆者の頭を去來した。

筆者にとつて社會政策が政治であることは、余りにも自明なことであり、從來の社會政策論も、大河内教授を除いて、このことを自明のこととして論じていたとさえ云えるのである。これまでの社會政策學者が社會政策を一面、國家による勞資協調政策乃至產業平和政策として理解していたことは、これを雄辯に物語っているし、又事實、社會政策は、何よりも階級對立の緊張という現實に直面して、これの緩和を目指す國家の實踐に外ならなかつたのである。この階級對抗の緊張を抑制緩和するために國家は様々の政策を實施するが、それが主として彈壓（鞭）と讓歩（餉）という形態をとつて行われることは周知の通りであり、更に讓歩政策も色々の形態で實施されることもよく知られている。しからば社會政策は、いかなる手段を通して、階級對抗の緊張を抑制緩和しようとするものであるか。これこそが我々にとつて社會政策理解の鍵であつたのであり、ここに社會政策の本質論の課題が存した、ということができるのである。ところで社會政策は、所謂「勞働條件の維持改善」という手段を通して、この階級對立の緊張・激化を抑制・緩和し、産業平和を實現しようとする國家の勞働政策に外ならない。さればこそ、筆者は所謂「勞働條件の維持改善」の資本制的論理の究明を社會政策の本質論として全力をあげて追求したのであり、その

成果が拙著「社會政策論の根本問題」であつたわけである。

本書は改善さるべき多くの論点をもつていゝといへ、社會政策を資本制生産の矛盾にみてる自己運動の中に把え、國家の所謂「勞働條件の維持改善」政策が、資本家による勞働力の價值收奪に對する國家の一時的な抑制緩和政策にすぎないこと、而して社會政策の必然性が、經濟的なものそのものではなく、經濟的矛盾に内在 $\parallel$ 基因する社會的 $\parallel$ 階級的對抗の發展の中にあることを明らかにし、從來の社會政策の諸學説が、いかに誤れる經濟理論 $\parallel$ 生産力説に立てるものであるかを論證したのである。社會政策を勞働者階級の闘争の必然的産物であるとした風早八十二氏や、これをそのまま引きついで近藤文二氏の社會政策論が、總資本と個別資本との闘争の産物であるとする大河内一男氏の理論と本質的に同一であることを論證し得たのも、筆者が資本制生産の敵對的な運動法則及びこれに内在 $\parallel$ 基因する階級闘争發展の論理との關聯において社會政策を把握したからに外ならないのである。從來の社會政策學者の社會政策論が、大河内理論と風早理論との折衷論であつたことを想起せよ。この袋小路から社會政策論を解放し得たのは、筆者が、マルクスの方法に則して社會政策論を展開したからであることはここに論ずるまでもない。筆者は、マルクスが「資本論」において雄渾な形で展開した工場法論を、社會政策理論プロパーとして整理したまでにすぎないのである。ちなみに、社會政策の主体たる國家の本質については、抽象的には、マルクス理論においては何等の疑問もないのである。資本制生産の敵對的な經濟的運動法則把握の前提たる總資本を、この總資本の敵對的な經濟的運動に内在 $\parallel$ 基因する社會的 $\parallel$ 階級的對抗を資本家階級のために抑壓安定（これが政治といふことであり、政治が經濟の集中的表現であるとはこのことをいふのである）せしめる階級支配と階級抑壓の政治的權力たる國家と直ちに同視したり、混同したりするからこそ問題がおきるのであり、この罪の大半は大河内理論に由來して

いるが、未だに、練習本にひつかかつて、無益の論議が絶えないのは残念である。

大河内教授の社會政策論とこれの批判をめぐる長い社會政策論争も、實はこれを目指すものであつたことは周知のごとくであるが、社會政策論に關するかぎり、その論争の華々しさにかかわらず、マルクス經濟理論中、最も遅れた分野であつたのである。このことの自覺は重要であり、この自覺の排除の故に、方法論なき「進歩的」社會政策論が、今尙、無益に再生産されているのである。

さて、「社會政策論の根本問題」において、主として、社會政策が政治の特殊形態たることを、その手段性の解明において果した筆者には、現實に社會政策が、いかに必然化されたか、必然化されるか、即ち社會政策の政治としての側面を明らかにすることが新なる課題として提起されたのである。この課題を果すものとして執筆したのが拙著「社會政策論」であつた。

社會政策は現實の階級對立・階級闘争の中から、現實の國家の一經濟的讓歩策として必然化されるものであつたから、階級闘争並びに國家權力の具体的な分析が不可欠のものとして筆者には考えられたのであり、従つて社會政策の政治的側面の究明は、各國の具体的な社會政策史という形で書かれることが正しいと筆者は考えたのである。

勿論、この前に「社會政策論の根本問題」において、社會政策の必然性を、政治として抽象的には規定したが、すでにのべたごとく、これを社會政策の本質規定としてはとりいれていなかったものであり、これが、社會政策の本質論の課題が、何よりも階級支配の維持安定を實現するための特定の手段性の解明にあつたことに由来したことも既に論じた通りである。

ここに問題が伏在した。社會政策が労働者階級の闘争の必然的な産物であり、資本家階級の労働者階級に對する

階級支配の維持安定のための國家の労働者階級に對する讓歩策であるかぎり、社會政策の必然性は、社會政策の本質の一契機を構成することは極めて明らかである。これは階級支配の維持安定を實現しようとする特定の手段性と相俟つて、はじめて、社會政策を社會政策たらしめるのであり、従つて、この特定の手段性は、社會政策の本質における他の一契機を構成するものに外ならなかつたのである。しかるに、前述の社會政策の本質論の課題、解明への筆者の努力のひたむきな集中は、この社會政策本質の一契機たる經濟的契機を、即ち社會政策の本質として、他の一契機たる政治的契機を、即ち社會政策の必然性として把握せしめ、社會政策をこの本質と必然性の統一として理解し、兩契機の統一において、社會政策の本質を理解する、という正しい態度をとらしめなかつたのである。これが社會政策は政治的本質と經濟的本質の二つの本質をもつといつた安易な無規定性に對する反撥に由來したことも確かに事實ではあつたが。

かくて筆者は、長い病床生活を通じて、筆者の所謂社會政策の「本質」と「必然性」とを、社會政策の本質における二つの契機として理解しなければならぬという考に除々に近づいていつたのである。素材はすでに拙著の中に充分に用意されていた。残された問題は唯本質規定の再構成だけであつた。

このような反省を経て、筆者は、現在次のように、社會政策の本質を定義づけているのである。——  
社會政策とは、剩餘價值の生産を攪亂動搖せしめ、ひいて資本制生産様式に立脚する政治支配を動搖不安定ならしめる階級對立階級闘争の激化を緩和し、資本家階級の労働者階級に對する經濟的、政治的支配を安定的ならしめるために「社會的政策の本質における政治的契機」、國家の行つた資本家による労働力の價值收奪に對する抑制緩和策（社會政策の本質における經濟的契機）である、と。

(1) 例え小川喜一氏は最近の論稿「イギリスにおける一八三三年の工場法成立について」(經濟學雜誌二八卷一・二合併号)の「はしがき」において次のように述べている。「社會政策の本質が理論的に嚴密に究明されること、ことにその究明のために激しい論争の斗わされ来たことが社會政策論の前進にとつて大きな意義を有したことはもとより否定すべくもないが、しかしこの論争がいつしか自らのレーゾン・テールを忘れて空轉をはじめるとき、その外見的是なげなしにもかかわらず、ついに論争のための論争に墮し、そこには社會政策本質論についての形而上學のみがいたづらに推積される危険なしとしないであらう。ところで、かかる理論の空轉を避けようとする場合、まず必要とされるのは、たんなる古典から引用ではなくして、むしろ社會政策的諸施設の歴史的發達についての研究であり、これらの諸研究を基礎とする從來の理論の再討でなければならぬであらう。」(前掲經濟學雜誌、一一二頁)と。

これをしも方法論なき歴史への埋没というのであり、かかる態度からは、小川氏が期待される「社會政策の本質規定へアプローチする」ことは到底不可能なのである。從來社會政策施設の歴史は無數に書かれてきた。だがここから社會政策の本質が導き出されたであらうか。風早氏にしても大河内氏にしても近藤氏にしても筆者にしても、皆それぞれ社會政策の歴史を書いてゐる。しかも尙、從來、正しい社會政策の本質が把握できなかつたのは、社會政策把握における方法論の缺陥乃至誤謬Ⅱマルクス理論による社會政策の理論づけに失敗してゐたからに外ならないのである。この意味で社會政策論争は、そのレーゾン・テールを忘れていたどころか、正しい問題意識に貫かれていたのであり、理論の空轉ではなく、正しい理論ヘクザタのコースを辿りつつ接近していたのであり、今日すでに社會政策の本質は正確に規定されているのである。今は具体から抽象(本質)への下向ではなく、抽象から具体への上向としてこそ、社會政策の歴史は書かべき時期が來てゐることを忘れてはならないのである。正しい方法論によつて媒介されると否とで、歴史がいかにも異つて書かれるか、例えば拙著「日本労働政策小史」や風早氏「日本社會政策史」と拙著「社會政策論」の後篇「日本社會政策史」とを比較して見られるがよい。小川氏が引用される、森耕二郎氏の論争についての感想「……アカデミッシュにすぎ、概念的論議にはしり、問題をいたづらに混迷に導き、場合によつてははなはだ不生産的ですからあつたことを認めないわけにゆぬ」(森耕二郎著「社會政策要論」増訂版、序文二頁)や、更に又大河内氏の「社會政策論争はそのはじめ、社會政策に關する筆者の態度、即ち所謂社會政策における『生産力理論』または『大河内理論』などと稱ばれるものへの批判にはじま

りながら何時果てるとも見えず、やがては必ずしも生産的でない用語の解釋やせんさくに陥ち込んで行つたように思われる」(大河内一男著「社會政策」、總論、新訂版、三一九頁)といつた理解も、この方法意識の缺陥から出た立言であることを思うべきである。

方法論の缺陥が、いかに誤つた社會政策の歴史を書かせるか、例えば、島崎晴哉稿「英國十時間労働法と博愛主義」(經商論纂第四十六号)を見よ。

- (2)(3) 矢島悦太郎氏はその論稿「社會政策の類型について」(經商論纂第四十一号)において、筆者を次のように批判されている。——「岸本教授は『社會政策の本質はあくまで經濟的なものであり、經濟的本質と政治的本質との二つの本質をもつものでは決してない』(『社會政策論の根本問題』二二八頁)と云つて、教授自身は大河内理論を本質的に繼承される点を明らかに示していられる。併し乍ら、このような考へ方は、本來新カント學派の方法論に基く科學的概念構成の影響から生ずるところの、一般的にひろく使ひならされた誤謬に發するものであるように思われる。」(前掲經商論纂四頁)と。

政治を社會政策の本質における一契機として理解していなかつたことは誤謬であるが、筆者は社會政策を筆者の所謂「必然性」即政治と「本質」即經濟との統一において把握してしたのであり、しかも筆者は、社會政策が政治に屬することを前提した上で、いかなる形態の政治かということ、従つて政治がとる特定の手段性(社會政策の場合これは經濟である)に注目して、これを直ちに社會政策の本質と誤認し、その結果社會政策の本質を政治でなく經濟である、として了つたのである。従つてこの誤謬が新カント學派の方法論とおよそ無縁であることはいうまでもないのである。更に筆者が社會政策の本質を經濟としたことが、大河内教授のそれと本質的に異なることは「社會政策論の根本問題」を讀まれば直ちに明らかとなることである。了解に苦しむ評言という外はない。ここで矢島教授は、筆者が社會政策が經濟の本質と政治的本質の二つの本質をもつものではない、といつたことを誤謬であると指摘されることからすれば、矢島教授は社會政策が二つの本質をもつとされるのであらうか。これをそ重大な誤謬ではなからうか。政治と經濟は、社會政策を特質づける二契機として本質を構成しているのではないのだらうか。教授の御教示を得たい。

- (4) 尙拙著「社會政策論の根本問題」(増補版)の二つの補論を参照されたい。